

投票箱

参議院議員選挙の 投票日が変更になりました

7月22日(日)から7月29日(日)へ

前 回の回覧で参議院議員選挙の投票日を、7月22日(日)とお知らせしましたが、国会の会期が延長されたため公職選挙法に基づき投票日も一週間延期されました。

【投票できる人】

投票できる人は、昭和62年7月30日までに生まれた人で、平成19年4月11日までに住民基本台帳に登録されている人です。

【転入、転出、町内で異動した人】

転入した人 平成19年4月11日までに転入した人は、洞爺湖町で投票できます。また、平成19年4月12日以降に転入した人は、前住所地で投票となります。最近転出した人 平成19年3月30日以前に転出した人は、新住所地で投票となります。また、4月12日以降に転出した人は、洞爺湖町で投票となります。最近町内で住所を移した人 平成19年7月5日までに新住所

に異動届出をした人は、新住所の投票所で投票ができます。

【期日前投票について】

投票当日に仕事や旅行などにより、投票できない方は次の期間に期日前投票ができます。

期 間 7月13日～7月28日
虹田地区
時間 午前8時30分～午後8時

場 所 洞爺湖町役場ロビー
洞爺地区
時間 午前9時～午後5時
場 所 洞爺総合支所会議室

【投票入場券について】

投票所をお知らせする「投票入場券」のはがきは、7月12日から郵送する予定です。もし、お手元に届かなかつたり、ご不明の点がありましたら町選挙管理委員会にお問い合わせください。

なお、選挙人名簿に登録されている場合は、はがきを紛失されても投票することができます。

投票日当日、選挙人名簿に登録されている投票所の係員にお申し出下さい。

【開票について】

開票日時 7月29日(日)
午後8時から
開票場所 洞爺湖町役場3階
防災研修ホール



【不在者投票について】

病院や老人ホームなど入所されている方や旅行などで町外に滞在している方は、不在者投票ができますので、町選挙管理委員会にお問い合わせください。

問合せ先

洞爺湖町選挙管理委員会

・本庁舎内

7 4 - 3 0 0 0

洞爺湖町選挙管理委員会洞爺支所

・洞爺総合支所内

8 2 - 5 1 1 1